

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第9号

答申番号：令和4年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、A病院で受けた合計20回のカウンセリング（以下「本件カウンセリング」という。）に対して医療扶助が支給されるべきであるため、請求人が行った申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

- (1) 本件カウンセリングは、請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）が必要を認めたものであること。また、ストレスを発散して体調を維持するために必要なものであったこと。
- (2) 職場で嫌がらせを受けたことが引き金となって死にたい衝動が抑えきれなくなり、その後、自殺を試みるなどしていることから、生命の危険に関わる状態にあったといえる時期があること。

2 処分庁の主張の要旨

本件カウンセリングは、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例（以下「国保の診療報酬等の例」という。）に該当しないことから、生活保護法（以下「法」という。）第52条第1項の規定により、医療扶助を支給することができないものである。また、本件カウンセリングの実態は、請求人から病状や生活状況等の報告及び生活全般の不満を聞くものであり、生命の維持に直接関係があるものとは認められないことから、原処分は適正なものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 カウンセリングは、国民健康保険の診療報酬の算定方法における精神科専門療法科の各区分のいずれにも該当せず、国保の診療報酬等の例によることができないものであるから、原則として医療扶助の支給対象とはならない。また、本件カウンセリングは、本件主治医の見解からすれば、請求人の生命の維持に直接関係があるものとは認められず、かつ、他に代替できる治療法等がないとはいえないから、医療扶助の特別基準の設定の要件にも該当しない。

したがって、本件カウンセリングは医療扶助の支給対象とならないものであ

るから、原処分は違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年6月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法により保護の医療扶助における医療の給付は、指定医療機関等に委託する等の方法により行うとされているところ、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国保の診療報酬等の例によるとされており、また、指定医療機関等において診療を受ける場合の保護費（医療扶助）は、法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額とされていることから、国保の診療報酬等の例によることができない医療費については、原則として、医療扶助の支給対象とならないものである。そして、国保の診療報酬等の例によることができない療養等について、医療扶助の特別基準を設定する際は、生命の維持に直接関係があると認められること、他に代替できる治療法等がないこと及び研究（試験）的に用いられているものではないことのいずれにも該当することが要件とされている。

そこで本件についてみると、本件カウンセリングは国保の診療報酬等の例に該当しないことに加え、本件カウンセリングの実態からすれば、生命の維持に直接関係があるものとは認められないと判断し、原処分を行ったことが認められる。この点、本件主治医が、本件カウンセリングについて、本人から病状や生活状況等の報告及び生活全般の不満を聞く場であり、他の治療により代替できないものとは考え難いとしていることからすると、特別基準の設定要件に該当しないとして、本件申請を却下した処分庁の判断に特段不合理な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子